

令和3年2月10日

倉敷市保健福祉局長

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

一般社団法人アリス福祉会が運営する次の障害福祉サービス事業所について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項に基づく指定の取消処分を、当該事業者に令和3年2月10日付けで通知しました。

記

1 対象事業者

一般社団法人 アリス福祉会
（倉敷市広江5丁目2番45号 代表理事 稲見 佳子）

2 対象事業所 ※サービスの種類はいずれも就労継続支援A型

- (1) 弥生
（倉敷市広江5丁目2番45号 平成27年4月1日指定 定員20名）
- (2) オリーブ
（倉敷市福江37-1 平成29年5月1日指定 定員10名）

3 指定取消年月日

令和3年3月31日

4 経緯

令和2年 7月30日 市障がい福祉課に不正請求に関する通報あり
令和2年11月18日以降 市が事業所に監査を実施（令和3年1月12日まで）
令和3年 1月13日 市が代表理事あてに1月25日を聴聞日とする通知を发出
令和3年 1月22日 事業者が聴聞出頭に代え陳述書を提出し事実関係を認める。
令和3年 2月10日 市が指定取消処分通知を发出

5 指定取消処分の原因となる事実

【弥生】

(1) 不正請求【法第50条第1項第5号該当】

ア 令和元年8月から令和2年10月までの間、入院・欠勤等により利用実績がない利用者22名について、サービス提供を行っていないにも関わらず、訓練等給付費（延べ419日分）を不正に請求し、受領した。

イ 賃金向上達成指導員配置加算（平成30年11月から令和2年10月までの間）、送迎加算・施設外就労加算（令和2年1月から令和2年10月までの間）の加算に

ついて、加算要件を満たさないにも関わらず、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

ウ 令和元年7月から令和2年1月までの間、在宅支援の支給決定を受けていない利用者9名について、算定要件を満たさないにも関わらず、訓練等給付費（延べ565日分）を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽報告、物件提出命令違反【法第50条第1項第6号該当】

監査において、虚偽の記録の提出等を行い、検査の妨害を行った。

【オリーブ】

(1) 不正請求【法第50条第1項第5号該当】

平成29年7月から令和2年10月までの間、職業指導員及び生活支援員について、常勤職員の配置が無いにも関わらず、人員欠如減算による減算請求を行うことなく、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽報告、虚偽答弁【法第50条第1項第6号、第7号該当】

監査において、虚偽の報告を行い、また、質問に対し虚偽の答弁を行い、検査の妨害を行った。

(3) 不正の手段による指定【法第50条第1項第8号該当】

指定申請時において、人員基準上必要である職業指導員及び生活支援員について、基準を満たす配置ができないことが明らかであったにもかかわらず、虚偽の内容による書類を提出し、不正の手段により指定を受けた。

6 経済上の措置（給付費の返還）

当該事業者が不正に受領した訓練等給付費のうち、倉敷市給付分**43,756,590**円（弥生分**24,010,390**円、オリーブ分**19,746,200**円）について、法第8条第2項の規定により加算金（40%）を加えた額の返還を求める。

また、岡山市給付分**2,380,020**円（弥生分のみ）及び玉野市給付分**370,920**円（弥生分のみ）については、両市が返還を求める。なお、両市には、加算金（40%）を課すことが適当であることを助言する。

7 利用者保護

サービスの利用に支障が生じないよう事業者を指導するとともに、取消処分日までに利用調整を行うように指導する。また、関係市と協力し、利用者の意向を最大限尊重した上で、利用者が他の事業所に円滑に移行できるように努める。